

る。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第6条の3第1号中「保険事業に要する費用の額」の右に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則第8条から第15条までを次のように改める。

第8条から第15条まで 削除

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の3及び附則第15条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。



広島市条例第35号

平成27年3月31日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例等の一部を改正する条例

（広島市市税条例の一部改正）

第1条 広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。以下この表」を「をいう。以下この条」に、「除く。以下この表」を「除く。以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

附則第11条の2第5項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第12条の見出し、附則第13条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第18条中「第15項、第16項、第18項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に改める。

附則第19条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第19条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第20条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

（広島市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年広島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「第82条第1号から第3号まで」を「第82条第2号ア(イ)及びウ」に、「第18項」を「第19項」に改め、同項第4号中「第52条第1項」の右に「、第82条（第2号ア(イ)及びウに係る部分を除く。）」を加え、「第17項及び第18項」を「から第18項まで及び第19項」に改める。

附則第15項中「第82条」を「第82条第2号ア(イ)及びウ」に改める。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項の表中「附則第18項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項の次に次の1項を加える。

16 新条例第82条（第2号ア(イ)及びウに係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第31条、第48条第6項及び第50条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第12条、第13条、第13条の3及び第14条の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第12条、第18条、第19条、第19条の3及び第20条の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

広島市規則第4号

平成27年3月5日

広島市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

広島市屋外広告物条例施行規則（昭和55年広島市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「物件」の右に「（以下「掲出物件」という。）」を加え、同条第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 景観計画（広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第6条第1項の景観計画をいう。以下同じ。）の区域内における広告物等に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「図面」とあるのは「図面（別表第3に規定する壁面利用広告物の表示面積の総量についての基準に係るものにあつては、広告物等を表示し、又は設置する建築物又は工作物の壁面の面積その他市長が必要と認める事項を表示するものとする。）」と、同項第3号中「方法に関する図書」とあるのは「方法に関する図書（別表第3に規定する広告物の地色の彩度についての基準に係るものにあつては、広告物の地色（同表の

備考の1の(2)に規定する地色をいう。）のマンセル値（同表の備考の1の(3)に規定するマンセル値をいう。）を表示するものとする。」とする。

第4条第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第5条中「規定による」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第11条第2項に規定する景観計画の区域内における広告物の表示又は掲出物件の設置に係る同条第1項の許可の基準は、前項に定めるもののほか、別表第3に定めるとおりとする。

第18条を第19条とする。

第17条第3項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第7条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「（別表第1の備考に規定する表示面積をいう。第16条第1項において同じ。）」を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（届出に係る準用等）

第6条 第2条第1項（第1号から第3号までに限る。）及び第2項の規定は、条例第12条第6項本文の規定による届出について準用する。

2 条例第12条第6項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置しようとする場合とする。

- (1) 表示面積（別表第1の備考に規定する表示面積をいう。次条第1項及び第17条第1項において同じ。）が2平方メートル以下の広告物
- (2) 第4条に規定する軽微な変更又は改造に係る広告物
- (3) 車両、船舶又は航空機への表示に係る広告物
- (4) 条例第6条第1項第1号、第3号及び第4号、第3項並びに第5項第2号に掲げる広告物
- (5) その他市長が適当と認めて指定する広告物

別表第2の2の(1)中「場合は、51メートル以下」を「場合にあつては51メートル以下とし、別表第3に規定する広告物等の表示又は設置に係る高さについての基準が適用される広告塔又は平看板にあつては当該基準で定める高さ以下とする。」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

景観計画の区域内における許可の基準

1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びC地区に限る。）

(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量

1 壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。）の面積の5分の1以下であり、かつ、30平方メートル以下であること。ただし、当該面積の5分の1が10平方メートルに満

たない場合は、この限りでない。

(2) 広告物の地色の彩度

広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）の地色のマンセル値が、0 Rから5 Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。ただし、表示面積が2平方メートル以下の広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。

(3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ

地表から広告物等（建築物又は工作物（塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物に限る。以下この(3)、2の(3)及び3の(3)において同じ。）の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。）の上端までの高さが10メートル以下であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示する広告物であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。

ア ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号であること。
イ 直塗りし、又は付加して文字又は記号を表示するものであること。

ウ 文字又は記号の大きさが縦1.2メートル以下（商標及び駐車場を表す案内用記号にあつては、縦横それぞれ2.4メートル以下）であること。

エ 文字又は記号に使用する色のマンセル値が彩度2以下であること。

オ 個数は、1壁面につき1個であること。

カ 光源を利用しないものであること。

(4) 広告物等の内容

自家用広告物又は管理用広告物であること。ただし、表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び車両、船舶又は航空機に表示し、又は設置する広告物等については、この限りでない。

2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（D地区に限る。）、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、不動院周辺地区、広島東照宮・國前寺周辺地区、広島城・中央公園地区及び広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面する部分に限る。）

(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量

1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。）の面積の5分の1以下であり、かつ、30平方メートル以下（不動院周辺地区にあつては、20平方メートル以下）であること。ただし、当該面積の5分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。

(2) 広告物の地色の彩度

広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）の地色のマンセル値が、0 Rから5 Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下である

こと。ただし、表示面積が2平方メートル以下（平和大通り沿道地区にあつては、5平方メートル以下）の広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。

(3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ

地表から広告物等（建築物又は工作物の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。）の上端までの高さが10メートル以下（不動院周辺地区にあつては、7メートル以下）であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示する広告物であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。

ア ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号であること。
イ 直塗りし、又は付加して文字又は記号を表示するものであること。

ウ 文字又は記号の大きさが縦1.2メートル以下（商標及び駐車場を表す案内用記号にあつては、縦横それぞれ2.4メートル以下）であること。

エ 文字又は記号に使用する色のマンセル値が、0 Rから5 Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。

オ 個数は、1壁面につき1個であること。

カ 光源を利用するものにあつては、光源が文字又は記号の部分の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。

(4) 広告物等の内容

自家用広告物又は管理用広告物であること。ただし、表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び車両、船舶又は航空機に表示し、又は設置する広告物等については、この限りでない。

3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区に限る。）、リバーフロント・シーフロント地区、西風新都地区、広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面する部分を除く。）、広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区、都心幹線道路沿道地区及び宇品みなと地区

(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量

壁面利用広告物の表示面積が1個につき100平方メートル以下（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、60平方メートル以下）であり、かつ、1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であること。

ア 当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。イにおいて同じ。）の面積が300平方メートル以下（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル以下）の場合 当該面積の3分の1。ただし、当該面積の3分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。

イ 当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面の面

積が300平方メートル（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル）を超える場合
 300平方メートル（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル）を当該面積から減じた面積の5分の1の面積に100平方メートル（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、60平方メートル）を加えた面積

(2) 広告物の地色の彩度

広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）の地色のマンセル値が、彩度10以下であること。ただし、表示面積が10平方メートル以下の広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。

(3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ

地表から広告物等（建築物又は工作物の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。）の上端までの高さが2メートル以下であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示し、又は設置する広告物等であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。

ア 自家用広告物で、表示面積が20平方メートル以下のものであること。

イ 広告物の地色のマンセル値が、0Rから5Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。

4 一般区域

1 壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面の面積の3分の1以下であること。ただし、当該面積の3分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。

備考

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 壁面利用広告物 建築物の壁面等を利用して表示し、又は設置する広告物等（屋上に設置する広告塔及び平看板を含み、突出し看板及び気球広告並びに表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び条例第6条第4項第3号に規定する広告物等を除く。）及び塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物の壁面等に表示し、又は設置する広告物等（表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び条例第6条第4項第3号に規定する広告物等を除く。）をいう。

(2) 地色 広告物の表示面積の3分の1以上の部分において使用する色をいう。

(3) マンセル値 日本工業規格Z8721に定める色の三属性（色相、明度及び彩度をいう。）の値をいう。

(4) ビル名称等 自己の氏名、名称、店名又は商標を自己の住所、事業所、営業所又は作業場の壁面に表示するものをいう。

(5) 駐車場を表す案内用記号 日本工業規格Z8210に

定める案内用図記号のうち、車両が駐車してもよい施設及び場所を表示する記号その他これに類する記号を自己の住所、事業所、営業所又は作業場の壁面に表示するものをいう。

(6) 自家用広告物 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場又は車両、船舶若しくは航空機に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(7) 管理用広告物 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、自家用広告物以外のものをいう。

(8) 一般区域 景観計画区域（広島市景観条例第6条第2項の景観計画区域をいう。）のうち景観計画重点地区（同項の景観計画重点地区をいう。）以外の区域をいう。

2 表示面積については、別表第1の備考を準用する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。



広島市規則第5号

平成27年3月13日

広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども療育センター条例施行規則（昭和49年広島市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、同項第2号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援
 第20条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第6号

平成27年3月13日

広島市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市健康づくりセンター条例施行規則（平成元年広島市規則

第113号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イを削り、同号ウ中「第4条第1号ウ」を「第4条第1号イ」に改め、同号ウを同号イとし、同条第3項を削る。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「第9条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第12条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第7号

平成27年3月13日

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)の施行については、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第102条第1項の規定による申請に係るマンションが同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第102条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付図書等)

第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図及

び各階平面図並びに同表の(ろ)項に掲げる図書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面
(委任規定)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第8号

平成27年3月24日

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則(平成14年広島市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中第22号を第23号とし、第2号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公共団体情報システム機構

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第9号

平成27年3月24日

給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和26年3月30日広島市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の2号を加える。

(9) 自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(10) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第5条第2項中「派遣され、又は」を「派遣され、」に、「承認されている」を「承認され、自己啓発等休業をし、又は

配偶者同行休業をしている」に改める。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和58年広島市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「又はこれに準ずる事由」を「若しくはこれに準ずる事由又は職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例(平成27年広島市条例第6号)第2条の規定による自己啓発等休業若しくは同条例第12条の規定による配偶者同行休業」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第10号

平成27年3月24日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年広島市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「15万3,900円」を「15万4,400円」に改め、同項第2号中「15万6,700円」を「15万7,400円」に改め、同項第3号中「15万9,400円」を「16万100円」に改め、同項第4号中「16万1,900円」を「16万2,600円」に改め、同項第5号中「16万4,400円」を「16万5,100円」に改め、同項第6号中「16万6,900円」を「16万7,600円」に改め、同項第7号中「16万9,400円」を「17万100円」に改め、同項第8号中「以上 17万1,900円」を「以上32年未満 17万2,600円」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 引き続き32年以上 17万5,100円

第7条第2項中「に100分の100」を「に100分の105」に、「100分の110」を「100分の114」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第11号

平成27年3月24日

広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正す
る規則

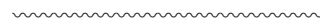
広島市文化創造センター条例施行規則(平成13年広島市規則

第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1か月前」を「6か月前」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。



広島市規則第12号

平成27年3月24日

広島市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市介護保険規則の一部を改正する規則

広島市介護保険規則(平成12年広島市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「32」を「33」に改める。

第27条を第29条とし、第16条から第26条までを2条ずつ繰り下げ、第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額)

第17条 法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者が本市から受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例介護予防サービス費の支給 第13条

(2) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第14条

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「第53条第2項各号」の右に「(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第53条第2項各号を含む。)」を加え、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)

第12条 法第49条の2に規定する要介護被保険者が本市から受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例居宅介護サービス費の支給 第7条

(2) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第8条

(3) 特例施設介護サービス費の支給 第10条

附 則

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第12条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた改正前の広島市介護保険規則の規定による特例居宅介護サービス、特例地域密着型介護サービス、特例介護予防サービス、特例地域密着型介護予防サー

ビス若しくはこれらに相当するサービス又は特例施設介護サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

広島市規則第13号

平成27年3月24日

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

広島市環境影響評価条例施行規則（平成11年広島市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第35条の表条例第8条第3項第1号の項中「第87条の2第3項」を「第87条の2第4項」に改める。

附則

この規則は、平成27年6月4日から施行する。

広島市規則第14号

平成27年3月24日

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市安芸市民病院事業財務会計規則（平成26年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第39条第4号及び第45条第11号中「証紙」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第15号

平成27年3月24日

広島市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

広島市衛生研究所条例施行規則（昭和44年広島市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表試験検査手数料の項中「水蒸気蒸りゆう」を「水蒸気蒸留」に、「色度、濁度、臭気、味、pH値、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン並びに有機物（全有機炭素（TOC）の量）」を「亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度並びに濁度」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第16号

平成27年3月24日

広島市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市道路占用規則の一部を改正する規則

広島市道路占用規則（昭和45年広島市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 法第36条第1項に規定する水管、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管又は電柱、電線若しくは公衆電話所のための占用 10年以内
- (2) 前号に掲げる占用以外の占用 5年以内

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第17号

平成27年3月24日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和60年広島市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)の表広島市広島駅南口第一自転車等駐車場の項中「午前7時から午後9時」を「午前5時30分から翌日の午前零時30分」に改める。

別表第2の(2)の表中「広島市基町自転車等駐車場」を削り、「広島市西新天地自転車等駐車場」を「広島市基町自転車等駐車場、広島市西新天地自転車等駐車場」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第18号

平成27年3月24日

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（昭和53年広島市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第8項第2号及び第21

条の19第9項第2号の規定に基づく認定を受けたことを証する」を「第13条の3第9項第2号口又は第21条の19第10項第2号口に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第19号

平成27年3月24日

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島市建築基準法施行細則（昭和53年広島市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項各号を次のように改める。

- (1) 法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認に関する事。
- (2) 法第18条第3項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する事。
- (3) 法第7条第4項及び第18条第17項（これらの規定を法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に関する事。
- (4) 法第7条の3第4項及び第18条第20項（これらの規定を法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査に関する事。
- (5) 法第7条の6第1項第2号及び第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関する事。

第10条の2を削る。

第12条中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

広島市規則第20号

平成27年3月27日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」の右に「第72条」を加える。

第3条第2項中「局」の右に「及び室」を加える。

「危機管理室
危機管理課
第4条第1項中「企画総務局」を 災害予防課 に、
災害対策課
企画総務局 」

「農林整備課
「農林整備課」を 基盤整備係 に、「市街地整備係」を
森林係 」

「市街地整備係 「段原再開発部
復興まちづくり係 に改め、 計画課 を削り、
段原再開発係 」 工務課 」

「河川課
「河川課」を 河川係 に改める。
砂防事業推進係」

第6条を削る。

第5条第6項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 総合教育会議に関する事。
- (11) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。

第5条第10項第1号中「情報システムの再構築の推進」を「行政の情報化の総括」に改め、同条を第6条とし、第2章第2節中同条の前に次の1条を加える。

（危機管理室）

第5条 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に関する調査、企画及び総合調整に関する事。
- (2) 国民保護計画、地域防災計画及び水防計画に関する事。
- (3) 災害対策本部等に関する事。
- (4) 室の事務の基本方針及び基本計画並びに室の所掌事務についての総合調整に関する事。
- (5) 室の人事に関する事。
- (6) 室の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関する事。
- (7) 室の事務改善に関する事。
- (8) その他室の庶務に関する事。
- (9) 課、災害予防課及び災害対策課の庶務に関する事。

2 災害予防課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防対策及び災害復旧対策の企画及び調整に関する事。
- (2) 防災に関する調査及び研究に関する事。
- (3) 防災・減災思想の啓発及び普及に関する事。
- (4) 自主防災組織に関する企画及び調整に関する事。

3 災害対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策の調整に関する事。
- (2) 防災情報等の収集及び伝達に関する事。
- (3) 防災訓練等に関する事。

第9条第3項中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第三者行為に係る損害賠償金の求償に関すること。
第9条第13項第4号を次のように改める。

(4) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示の適正化に関する企画及び調整に関すること。
第9条第14項第5号中「及び栄養表示食品」を削り、同項第6号を次のように改める。

(6) 食品表示法に基づく食品表示に係る調査、指示及び命令に関すること（環境衛生課の所掌に属するものを除く。）。

第10条第2項第2号から第6号までの規定中「市立保育園」を「市立認定こども園及び市立保育園」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項第1号中「その他」を「及び休廃止の承認その他」に改め、同項第2号中「私立保育所」の右に「及び家庭的保育事業等」を加え、同項第3号中「保育所」の右に「及び家庭的保育事業等」を加え、同項第5号中「認可」の右に「並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定その他就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行」を加え、同項第6号中「確認」の右に「その他子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係るもの並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 認定こども園の育成に関すること。
(7) 認定こども園の教育・保育内容の指導及び監査に関すること。

第10条第4項第3号中「児童福祉施設（保育所）」の右に「、幼保連携型認定こども園」を加え、「施行（保育所）」の右に「、認定こども園」を加える。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 固形状一般廃棄物の減量化及び資源化に関すること。
第12条第8項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 民有林の開発行為の規制に関すること。
第14条第1項第3号中「段原再開発部、」を削り、「第10号」を「第9号」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、第26号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 復興まちづくりに係る総合調整に関すること。
第14条第1項第33号中「青崎地区区画整理事務所」の右に「及び復興工事事務所」を加え、同条第3項第10号を次のように改める。

(10) 公有水面埋立の免許その他公有水面埋立法（大正14年法律第57号）の施行に関すること（みなと振興課の所掌に属するものを除く。）。)

第14条第4項第6号中「公有水面の埋立てに関する連絡調整」を「公有水面埋立法に基づく広島県への意見提出」に改め、同条第6項及び第7項を削り、同条第8項第7号中「第12号」を「第15号」に改め、同項中第13号を第16号とし、第10号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第9号中「（道路交通局道路部道路計画課の所掌に属するもの及び佐伯区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するもの（石内東工区に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第12号とし、同項第8号の次に次の3号を加え、同項を同条第6項とする。

(9) 計画区域内における幹線道路（道路交通局道路部道路計画課及び佐伯区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するもの（石内東工区に係るものに限る。）」を除く。次号から第12号までにおいて同じ。）の整備に係る不動産の取得及びこれに伴う補償並びに管理に関すること。

(10) 計画区域内における幹線道路の整備に係る不動産の登記に関すること。

(11) 計画区域内における幹線道路の整備に係る事業用代替地の管理及び処分に関すること。

第14条中第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、同条第12項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加え、同項を同条第10項とする。

(8) 岩石採取計画の認可に関すること。
第14条中第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条第15項第9号を次のように改め、同項を同条第13項とする。

(9) マンションの建替え等の円滑化に関すること（指導部建築指導課の所掌に属するものを除く。）。
第14条中第16項を第14項とする。

第15条第4項第3号中「こと」の右に「（他課等の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第5項第1号中「、段原再開発部計画課」を削り、「並びに青崎地区区画整理事務所」を「、青崎地区区画整理事務所並びに復興工事事務所」に改め、同条第7項第1号中「及び」を「、街路課、」に改め、「都市整備局西風新都整備部」の右に「、恵下埋立地建設事務所及び復興工事事務所」を加え、同項第2号及び第6号中「及び都市整備局西風新都整備部」を「、都市整備局西風新都整備部、恵下埋立地建設事務所及び復興工事事務所」に改め、同条第8項第1号中「及び都市整備局西風新都整備部」を「、都市整備局西風新都整備部及び復興工事事務所」に改め、「除く。）」の右に「及び道路事業による道路の事業計画（広島市民球場アクセス道路及び温品二葉の里線に係るものに限る。）」を加え、同項第2号中「及び佐伯区役所農林建設部地域整備課」を「、佐伯区役所農林建設部地域整備課及び復興工事事務所」に改め、同項第3号中「の整備」を「及び温品二葉の里線の整備並びに猿橋橋復元事業の施行」に改め、同項第8号中「及び都市整備局西風新都整備部」を「、都市整備局西風新都整備部及び復興工事事務所」に改める。

第17条第2号中「振り出し」を「振出し」に改める。
第18条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、危機管理室の分掌事務について指

揮監督等をするため、担当局長を置く。

第19条中「部に部長」を「危機管理室に室長を、部に部長」に、「参事」を「参与」に、「部」を「危機管理室又は部」に改める。

第20条第2項中「担当課長」の右に「専門監」を加える。

第23条第1項第2号中「安佐南区役所及び安佐北区役所に限る」を「安芸区役所を除く」に、「児童福祉係（安芸区役所を除く。）」「障害福祉係（安芸区役所を除く。）」を加える。

第26号から第30号まで及び第33号を「第24号、第27号から第31号まで及び第34号」に改め、同項地域起こし推進課の分掌事務中第34号を第35号とし、第5号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自主防災組織に関すること。

第23条第4項に次のただし書を加える。

ただし、保健福祉課の分掌事務のうち、第5号及び第23号に掲げる分掌事務については、安芸区役所厚生部保健福祉課に限り、所掌する。

第23条第4項生活課の分掌事務中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号から第20号までを削り、第21号を第17号とし、第22号から第34号までを4号ずつ繰り上げ、同項保健福祉課の分掌事務第3号中「（平成24年法律第65号）」を削り、「こと」の右に「（市立幼稚園に係る利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関することを除く。）」を加え、同分掌事務中第71号を第76号とし、第68号から第70号までを5号ずつ繰り下げ、同分掌事務第67号中「措置入院者等の市長保護同意」を「医療保護入院に係る市長の入院同意」に改め、同号を同分掌事務第72号とし、同分掌事務中第66号を第71号とし、第60号から第65号までを5号ずつ繰り下げ、同分掌事務第59号中「特定疾患治療研究事業」を「特定医療費支給認定」に改め、同号を同分掌事務第64号とし、同分掌事務第58号中「難病患者」の右に「及び小児慢性特定疾病児童等」を加え、同号を同分掌事務第63号とし、同分掌事務中第57号を第62号とし、第56号を第61号とし、第55号を第57号とし、同号の次に次の3号を加える。

58 未熟児養育医療及び療育給付の給付決定に関すること。

59 小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請等の受付に関すること。

60 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関すること。

第23条第4項保健福祉課の分掌事務中第54号を第56号とし、第22号から第53号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

23 阿戸認定こども園における入園料及び給食料の徴収に関すること。

第23条第4項保健福祉課の分掌事務中第20号を第21号と

し、第5号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 阿戸認定こども園における保育の実施に関すること。

第23条第5項建築課の分掌事務第20号中「承認」を「認定」に改め、同条第6項維持管理課の分掌事務第39号中「不動産」を「区役所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産」に改め、同項建築課の分掌事務第20号中「承認」を「認定」に改め、同項地域整備課の分掌事務第1号中「及び道路交通局道路部街路課」を「道路交通局道路部街路課、恵下埋立地建設事務所及び復興工事事務所」に改め、同分掌事務第2号中「改良工事」の右に「（復興工事事務所の所掌に属するものを除く。）」を加え、同分掌事務第13号中「水内川処理区以外の市街化区域外」を「市街化区域外の区域（水内川処理区の区域を除く。）」において施行されるものに改め、同分掌事務第19号中「下水道建設事業」の右に「（市街化区域外の区域（水内川処理区の区域を除く。）において施行されるものを除く。）」を加える。

第24条第1項中「は除く」を「を除く」に改め、同項ただし書中「第41号」を「第40号」に、「第49号」を「第48号」に改め、同項第31号中「実施」を「利用」に改め、同項第37号中「小児慢性特定疾患治療研究事業の申請」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請等」に改め、同項中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号から第73号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条第1項中「中区役所、東区役所、南区役所、西区役所、安佐南区役所及び安佐北区役所に限る」を「安芸区役所を除く」に、

「児童福祉係（安芸区役所を除く。）」「障害福祉係（安芸区役所を除く。）」を「児童福祉係」「障害福祉係」に「児童障害福祉係（安芸区役所に限る。）」を加え、同条第2項保健福祉課の分掌事務第3号中「こと」の右に「（市立幼稚園に係る利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関することを除く。）」を加え、同分掌事務中第17号を削り、同分掌事務第16号中「保育料の徴収（滞納整理等に関することを除く。）並びに」を削り、同号を同分掌事務第17号とし、同分掌事務第15号中「及び保育料」を削り、同号を同分掌事務第16号とし、同分掌事務中第14号を第15号とし、同分掌事務第13号中「審査及び進達」を「及び審査」に改め、同号を同分掌事務第14号とし、同分掌事務中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 阿戸認定こども園における保育の実施に関すること。

第26条第2項保健福祉課の分掌事務中第18号から第21号までを削り、第22号を第18号とし、第23号から第54号までを4号ずつ繰り上げる。

第28条第2項生活課の分掌事務中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第10号までを4号ずつ繰り上げ、同項保健福祉課の分掌事務中第19号を第22号とし、第18号を第21号とし、同分掌事務第17号中「措置入院者等の

市長保護同意」を「医療保護入院に係る市長の入院同意」に改め、同号を同分掌事務第20号とし、同分掌事務中第16号を第19号とし、第10号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同分掌事務第9号中「特定疾患治療研究事業」を「特定医療費支給認定」に改め、同号を同分掌事務第12号とし、同分掌事務第8号中「難病患者」の右に「及び小児慢性特定疾病児童等」を加え、同号を同分掌事務第11号とし、同分掌事務中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 未熟児養育医療及び療育給付の給付決定に関する事。
- (7) 小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請等の受付に関する事。
- (8) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事。

第45条から第52条までを次のように改める。

(阿戸認定こども園)

第45条 広島市阿戸認定こども園条例(平成27年広島市条例第13号)の定めるところにより設置された広島市阿戸認定こども園においては、乳児又は幼児の保育に関する事務を所掌する。

(保育園)

第46条 広島市保育園条例(昭和23年10月4日広島市条例第44号)の定めるところにより、児童福祉法第39条に定める保育所として設置された保育園においては、乳児又は幼児の保育に関する事務を所掌する。

第47条から第52条まで 削除

第57条第2項中第7号を第11号とし、第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 広島湯来線(佐伯区湯来町大字麦谷のバイパス道路交差点から廃棄物の埋立地に係る取付道路入口までの区間に限る。)(以下この項において「広島湯来線(麦谷2工区)」という。)の事業計画に関する事。
- (8) 広島湯来線(麦谷2工区)の道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事に関する事。
- (9) 広島湯来線(麦谷2工区)の整備に係る不動産の取得及びこれに伴う補償並びに管理に関する事。
- (10) 広島湯来線(麦谷2工区)の整備に係る不動産の登記に関する事。

第62条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条第3項を削る。

第3章第3節第9款を次のように改める。

第9款 削除

第73条及び第74条 削除

第3章第3節第8款中第71条の次に次の1条を加える。

(復興工事事務所)

第72条 復興工事事務所を次のとおり設置する。

名称	位置
広島市復興工事事務所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号

2 復興工事事務所においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 八木・緑井地区及び可部東地区における都市計画道路(長束八木線、川の内線、可部大毛寺線及び高陽可部線に限る。)の事業計画及び建設に関する事。
- (2) 八木・緑井地区における道路等の新設工事及び改良工事(復興まちづくりに係るものに限る。)に関する事。
- (3) 八木・緑井地区における河川の改良工事(復興まちづくりに係るものに限る。)に関する事。
- (4) 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償に関する事。
- (5) 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の登記に関する事。
- (6) 復興工事事務所の所掌に属する事業用代替地の管理及び処分に関する事。
- (7) 復興工事事務所の庶務に関する事。

第81条中「、参事」を削り、「に参事及び医務監」を「に医務監」に改める。

第82条第1項中「、参事」を削る。

第83条中「税務室」の右に「、阿戸認定こども園」を加える。

第89条の表中「保育園長」を「阿戸認定こども園長
保育園長」に、

「青崎地区区画整理事務所長」を「青崎地区区画整理事務所長
復興工事事務所長」に

に改める。

別表の(1)の表広島市公立大学法人評価委員会の項の前に次のように加える。

広島市防災会議	1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、広島市地域防災計画の作成及びその実施の推進その他防災に関する事務をつかさどること。 2 水防法(昭和24年法律第193号)の規定により、水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。	危機管理室 危機管理課
広島市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の規定により、市長の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項について審議し、又は意見を述べる事。	

別表の(1)の表広島市社会福祉審議会の項中

5 子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設の利用定員の設定等に関し意見を述べる事並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	を	5 子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設の利用定員の設定等に関し意見を述べる事並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	に改め
--	---	--	-----

施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議し、意見を述べること。

、同表広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会の項中「土地区画整理法」の右に「（昭和29年法律第119号）」を加え、同表中

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定により、土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項を調査審議すること。	都市整備局 段原再開発部 計画課
広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理審議会		

を削り、同表広島市国民保護協議会の項及び広島市防災会議の項を削る。

別表の(2)の表中

広島市沼田中王地区土地改良事業評価委員会	広島市沼田中王地区土地改良事業評価委員会等設置条例（平成22年広島市条例第2号）の規定により、市長の諮問に応じ、安佐南区沼田町の中王地区（安佐南区沼田町の大字阿戸の大原、田鶴ノ木原、中谷郷、横枕郷、八幡原、岩原、引地郷、天王原、上河原及び津登ヶ原並びに大字吉山の山辺郷の地区をいう。以下同じ。）において市営土地改良事業として行う区画整理に係る土地の評価に関する事項を調査審議すること。	経済観光局 農林水産部 農林整備課
広島市沼田中王地区土地改良事業換地委員会	広島市沼田中王地区土地改良事業評価委員会等設置条例の規定により、市長の諮問に応じ、安佐南区沼田町の中王地区において市営土地改良事業として行う区画整理に係る換地計画に関する事項を調査審議すること。	
広島市沼田大原地区土地改良事業評価委員会	広島市沼田大原地区土地改良事業評価委員会等設置条例（平成26年広島市条例第12号）の規定により、市長の諮問に応じ、安佐南区沼田町の大原地区（安佐南区沼田町大字吉山の大道谷郷、鳥井原、松ヶ迫、大原郷、	

田詰、鳥越、風呂ノ元、崎ノ師郷及び中河原の地区をいう。以下同じ。）において市営土地改良事業として行う区画整理に係る土地の評価に関する事項を調査審議すること。

を

広島市沼田大原地区土地改良事業評価委員会	広島市沼田大原地区土地改良事業評価委員会等設置条例（平成26年広島市条例第12号）の規定により、市長の諮問に応じ、安佐南区沼田町の大原地区（安佐南区沼田町大字吉山の大道谷郷、鳥井原、松ヶ迫、大原郷、田詰、鳥越、風呂ノ元、崎ノ師郷及び中河原の地区をいう。以下同じ。）において市営土地改良事業として行う区画整理に係る土地の評価に関する事項を調査審議すること。	経済観光局 農林水産部 農林整備課
----------------------	---	-------------------------

に改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第23条第5項建築課の分掌事務第20号及び同条第6項建築課の分掌事務第20号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

- 広島市総合計画策定に関する規則（昭和43年広島市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）第18条に規定する局長及び担当局長、区長、会計管理者、消防局長、水道局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、区選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局、農業委員会事務局長並びに議会事務局長（以下「部局の長等」という。）は、所管事務に属する事項について現状を把握し、及びその問題点を摘出し、これを企画総務局長に提出するものとする。

第10条第1項及び第2項中「部局の長及び都市整備局指導担当局長」を「部局の長等」に改める。

- 広島市職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、都市整備局段原再開発部」を削る。

別表第4看護専門学校の項の次に次の1項を加える。

阿戸認定こども園	園長
----------	----

別表第4競輪事務局の項中「計画係長」を「主任」に改め、同表都市整備局段原再開発部の項を次のように改める。

復興工事事務所	主任
---------	----

4 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「都市整備局段原再開発部計画課」を「復興工事事務所」に改める。

広島市規則第21号

平成27年3月27日

広島市危機管理監設置規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市危機管理監設置規則

(設置)

第1条 本市に係る危機管理に関する事務を統括するため、危機管理監を置く。

(危機管理監)

第2条 危機管理監は、危機管理室を担当する副市長をもって充てる。

2 危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、本市職員のうちから市長が指名する者が、その職務を代理する。

3 危機管理監は、市長の命を受け、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する事務を統括する。

(委任規定)

第3条 この規則に定めるもののほか、危機管理監に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第22号

平成27年3月27日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「局の長」の右に「及び危機管理担当局長」を加える。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第23号

平成27年3月27日

広島市区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市区長委任規則の一部を改正する規則

広島市区長委任規則（昭和55年広島市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中区长」を「中区长に、第16号に掲げる事務及び第17号に掲げる事務（認定こども園の入園料及び給食料に係る部分に関するものに限る。）にあつては安芸区長」に改め、同条第15号中「徴収金及び過料、保育料」を「徴収金、保育料及び過料」に改め、同条中第17号を第18号とし、同条第16号中「及び過料、保育料」を「保育料及び過料、認定こども園の入園料及び給食料」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 認定こども園の入園料及び給食料並びにこれらに係る附帯金の徴収に関すること。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第24号

平成27年3月27日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則（昭和47年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 児童福祉法第56条第11項及び第12項の規定により、保育所等の設置者又は家庭的保育事業等を行う者から滞納処分の請求があつた徴収金

第2条第10号の次に次の3号を加える。

(11) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第12条第1項及び第2項の規定による徴収金

(12) 子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による徴収金

(13) 広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年広島市条例第12号）第1条の規定による過料

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第25号

平成27年3月27日

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第24条第1項本文」を「第24条第1項」に改め、「実施」の右に「、同条第3項の規定による調整及び要請、同条第4項の規定による勸奨及び支援並びに同条第5項又は第6項の規定による措置」を加える。

第5条第1項中「事務」の右に「（安芸福祉事務所長以外の所長にあつては、第16号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第16条の規定による官公署に対する必要な文書の閲覧又は資料の提供の請求及び機関又は関係人に対する報告の請求に関すること（広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に掲げる幼稚園に係る利用者負担額に関し必要なものに関するものを除く。）。

第5条第1項中第19号を第22号とし、第15号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第14号を削り、第13号を第17号とし、第12号の次に次の4号を加える。

(13) 子ども・子育て支援法第20条第1項及び第3項の規定による子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関すること（前号に規定する利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関するものを除く。）。

(14) 子ども・子育て支援法第42条第1項の規定による特定教育・保育施設に係る情報の提供、相談、助言、あつせん及び利用の要請に関すること。

(15) 子ども・子育て支援法第54条第1項の規定による特定地域型保育事業に係る情報の提供、相談、助言、あつせん及び利用の要請に関すること。

(16) 広島市阿戸認定子ども園における保育の実施に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第26号

平成27年3月27日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和55年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「保育所」の右に「、幼保連携型認定子ども園」を加え、同条第12号中「報告」の右に「（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定子ども園及び児童厚生施設の長に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第27号

平成27年3月27日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「要望書」の右に「（東京事務所において作成されるものを除く。）」を加える。

第8条第2項中「月日」を「年月日」に改める。

別表第1の1の表37の項中「52」を「53」に改め、同項を同表38の項とし、同表36の項中「51」を「52」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項中「50」を「51」に改め、同項を同表36の項とし、同表34の項中「49」を「50」に改め、同項を同表35の項とし、同表33の項中「48」を「49」に改め、同項を同表34の項とし、同表32の項中「47」を「48」に改め、同項を同表33の項とし、同表31の項の次に次の1項を加える。

32	認定こども園長印	(47)	てん書	正方形	方 2 4	こども未来局保育企画課	保育企画課長
----	----------	------	-----	-----	----------	-------------	--------

別表第1の2の表60の項を削り、同表59の項中「61」を「62」に改め、同項を同表60の項とし、同表58の項中「60」を「61」に改め、「（都市整備局専用市長職務代理者印(1)を使用するものを除く。）」を削り、同項を同表59の項とし、同表57の項中「59」を「60」に、「段原再開発部専用市長印」を「復興工事事務所専用市長印」に改め、同項を同表58の項とし、同表56の項中「58」を「59」に改め、同項を同表57の項とし、同表55の項中「57」を「58」に改め、同項を同表56の項とし、同表54の項中「56」を「57」に改め、同項を同表55の項とし、同表53の項中「55」を「56」に改め、同項を同表54の項とし、同表52の項中「54」を「55」に改め、同項を同表53の項とし、同表51の項中「53」を「54」に改め、同項を同表52の項とし、同表50の項中「52」を「53」に改め、同項を同表51の項とし、同表49の項中「51」を「52」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項中「50」を「51」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項中「49」を「50」に改め、同項を同表48の項とし、同表46の項中「48」を「49」に改め、同項を同表47の項とし、同表45の項中「47」を「48」に改め、同項を同表46の項とし、同表44の項中「46」を「47」に改め、同項を同表45の項とし、同表43の項中「45」を「46」に改め、同項を同表44の項とし、同表42の項中「44」を「45」に改め、同項を同表43の項とし、同表41の項中「43」を「44」に改め、同項を同表42の項とし、同表40の項中「42」を「43」に改め、同項を同表41の項とし、同表39の

項中「(41)」を「(42)」に改め、同項を同表40の項とし、同表38の項中「(40)」を「(41)」に改め、同項を同表39の項とし、同表37の項中「(39)」を「(40)」に改め、同項を同表38の項とし、同表36の項中「(38)」を「(39)」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項中「(37)」を「(38)」に改め、同項を同表36の項とし、同表34の項中「(36)」を「(37)」に改め、同項を同表35の項とし、同表33の項中「(35)」を「(36)」に改め、同項を同表34の項とし、同表32の項中「(34)」を「(35)」に改め、同項を同表33の項とし、同表31の項中「(33)」を「(34)」に改め、同項を同表32の項とし、同表30の項中「(32)」を「(33)」に改め、同項を同表31の項とし、同表29の項中「(31)」を「(32)」に改め、同項を同表30の項とし、同表28の項中「(30)」を「(31)」に改め、同項を同表29の項とし、同表27の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を同表28の項とし、同表26の項中「(28)」を「(29)」に改め、同項を同表27の項とし、同表25の項中「(27)」を「(28)」に改め、同項を同表26の項とし、同表24の項中「(26)」を「(27)」に改め、同項を同表25の項とし、同表23の項中「(25)」を「(26)」に改め、同項を同表24の項とし、同表22の項中「(24)」を「(25)」に改め、同項を同表23の項とし、同表21の項中「(23)」を「(24)」に改め、同項を同表22の項とし、同表20の項中「(22)」を「(23)」に改め、同項を同表21の項とし、同表19の項中「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に改め、同項を同表20の項とし、同表18の項中「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に改め、同項を同表19の項とし、同表17の項中「(15)」を「(16)」に改め、同項を同表18の項とし、同表16の項中「(14)」を「(15)」に改め、同項を同表17の項とし、同表15の項中「(13)」を「(14)」に改め、同項を同表16の項とし、同表14の項中「(12)」を「(13)」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項中「(11)」を「(12)」に改め、同項を同表14の項とし、同表12の項中「(10)」を「(11)」に改め、同項を同表13の項とし、同表11の項中「(9)」を「(10)」に改め、同項を同表12の項とし、同表10の項中「(8)」を「(9)」に改め、同項を同表11の項とし、同表9の項中「(7)」を「(8)」に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項中「(6)」を「(7)」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項中「(1)」を「(2)」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「(5)」を「(6)」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「(1)」を「(2)」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「(4)」を「(5)」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項中「(3)」を「(4)」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項中「(2)」を「(3)」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項中「(1)」を「(2)」に改め、同項を同表2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

1	危機管理室専用市長印	(1)	てん書	正方形	方24	危機管理室の分掌事務に関する文書	危機管理室危機管理課	危機管理課長
---	------------	-----	-----	-----	-----	------------------	------------	--------

別表第1の2の表61の項を次のように改める。

61	復興工事事務所専用	(63)	てん書	正方形	方24	復興工事事務所の分掌事務に関する文書(他区)	安佐南区に置く復興工事事務	復興工事事務
----	-----------	------	-----	-----	-----	------------------------	---------------	--------

市長印						に所在する復興工事事務所の事務に関するものを除く。)	務所	所長
							安佐北区に置く復興工事事務所	安佐北区復興推進担当課長

別表第1の2の表103の項中「104の項の保健部保健医療課の分掌事務」を「区役所の健康長寿課及び保健福祉課の職員が行うもの」に改める。

別表第2の1の表中第52号を第53とし、第47号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次の1号を加える。

(47)

広島市認定こども園長

別表第2の2の表中第62号を削り、第61号を第62号とし、第1号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、同表に第1号として次の1号を加える。

(1)

広島市長危機管理室

別表第2の2の表中第63号を次のように改める。

(63)

広島市長復興工事事務所()

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第28号

平成27年3月27日

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則

広島市役所庁内取締規則(昭和32年広島市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を削り、同条第4項中「次長」の右に「教育委員会事務局中央地区学校事務センターにあつては所長」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 教育委員会事務局中央地区学校事務センター

第3条第1項中「再開発部庁舎」を削り、同項第4号中「(以下「局」という。)の長及び」を「及び室の長並びに」に